



Title	宮内庁書陵部所蔵 並河寒泉「陵墓調査関係資料」解題
Author(s)	矢羽野, 隆男
Citation	懷徳堂研究. 2011, 2, p. 61-83
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24643
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

宮内庁書陵部所蔵 並河寒泉「陵墓調査関係資料」解題

矢羽野 隆 男

懷徳堂最後の教授であつた並河寒泉（一七九七～一八七九）は、安政二年（乙卯、一八五五）四月十九日、大坂東町奉行所から、それまでの調査で所在地の確定が難

しかつた仁賢天皇陵など河内所在の陵墓の調査を委嘱された。内憂外患の政情の下、朝廷や尊王勢力からの要求に應えて幕府が調査補修に動いた、その一環としての任務であつた。もとより尊王の念に篤かつた寒泉は、祖父の並河永（号は誠所）がその編著『日本輿地通志 畿内部』（いわゆる『五畿内志』）に多くの陵墓を記録していたこともあり、祖業を継ぐ意気に燃えて、その後数年にわたる陵墓調査に精力を傾けることとなつた。

寒泉の陵墓調査に関する資料は、天理大学附属天理図書館（以下、天理図書館）と宮内庁書陵部（以下、書陵部）とに所在が確認されている。天理図書館の資料は寒泉自筆の稿本および写本、書陵部の資料は大正年間に当

時の宮内省が並河家所蔵の稿本を借りて転写した写本である。

筆者は既に天理図書館所蔵分について調査結果を解題の形で整理し公表した^①。本稿はその続編で、書陵部所蔵分について同様の形で公表するものである。ただし、原本が天理図書館に所蔵されているものは取り上げなかつた。本稿で解題を作成した資料は下記の通りである。掲載の順序は『宮内庁書陵部和漢図書分類目録』の「函号」（図書寮蔵書票の函号に同じ）の順に従つた。

『仁賢帝陵考後案』（函号…陵 六二五）

『允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀

草葺不合尊陵考』（函号…陵 六六〇）

『安政乙卯巡拝録』（函号…陵 八二五）

『允恭天皇御陵考』（函号…陵 八九一）

『仁賢天皇御陵申上覚』（函号…陵 九二七）

『陵墓考集』（函号：陵 一二四八）

解題の構成や書誌情報の項目は、かつて懷徳堂研究会で行なった懷徳堂文庫貴重資料調査の解題の形式に準じた³。また、解題中の原文の引用は下記の方法によった。

- ・漢字の字形は、原則として原文に従うように留意した。
- ・変体仮名は現代の仮名に改め、「一」「夕」「𠂔」などの記号も、それぞれ「こと」「より」「ども」などに改めた。
- ・読解の便宜のため、句読点や傍点および引用「」、書名「『』」等の記号を適宜補った。
- ・原文にある注は【】で括り、筆者による内容補足は（）、注記は（）で示した。
- ・漢文訓読文は、返り点・送り仮名は省略し、必要な場合、書き下し文を付した。

仁賢帝陵考後案（にんけんていりょうこうこうあん）

関係人物名 並河寒泉

数量（冊数） 一冊

外形寸法（cm） 26.6×19.3

〔定義〕 仁賢天皇陵に関する記述を抜粋した資料集。

〔簡易書誌情報〕 大正十三年に宮内省において並河総次郎（並河宗家当主）所蔵の原本を書写した写本。並河寒

泉の蔵書は、寒泉の養子の並河総次郎を経て、孫の誠三郎が京都大学附属図書館に寄託、その後、天理図書館に一括移管されたが、本資料の原本は天理図書館の蔵書には見えず、所在は未詳である。なお、書陵部所蔵の『陵墓考集』（後掲）にも、宮内省諸陵寮によって大正十三年に書写された、並河総次郎所蔵原本を底本とする写本を収録する。

〔全体構成〕『河内志』、『河内名所図会』、『日本書紀』からの抜粋。特に『河内名所図会』からの引用が大半を占め、同書「仁賢天皇陵」項の他、関係する「埴生坂」「羽曳山」「丹比野」「丹比神社」「當麻徑躰」などの項を引く。

〔内容解説〕『日本書紀』、『延喜式』に「埴生坂本陵」と記される仁賢陵の所在地について、黒山古墳（堺市美原区黒山の黒姫山古墳）とする説（細井知慎『諸陵周垣成就記』・並河永『河内志』）と牡計山古墳（^{ほけやま}藤井寺市青山、現在仁賢天皇陵に治定）とする説（覚峯説〈『河内名所図会』所引〉・蒲生秀賢『山陵志』）との二説があった。

後掲の『仁賢天皇御陵申上覺』は実地調査直後の報告書。一方、本資料は奥書がないため未詳ながら、「後案」という名称から『申上覺』より後の成立と考えられる。本資料は資料集であるため、寒泉自身の考えを明示しないが、『河内名所図会』が大半を占め、しかも牡計山古墳

を仁賢陵に比定する覚峰説を全文引用する点から察すると、寒泉は牡計山古墳説に傾いていたものと推察できる。
 「具体的内容」『河内志』の説、それを誤りと退ける『河内名所図会』の説および所引の覚峰説を抄出する。

『河内志』丹南郡、陵墓部「埴生坂本陵」

仁賢天皇、在黑山村管内。

『河内名所圖會』丹南郡「仁賢天皇陵」

野々上にあり。埴生坂本陵と称す。『河内志』に黒山村管内にありとは謬ならん。(中略)

僧覺峰云、『河内志』にハ丹南郡黒山村に在と記せり。黒山は埴生坂より三十町許坤の方にあり、坂本とハいひかたし。然れとも今親しく其地に到て見るに東西に長く築て帝陵の跡にあらず。又大塚といへる所あり。若仁賢帝の陵ならんかと思へはこれも亦埴生坂より乾の方三十町許にあり、これ又坂本とはいひかたし。頃日類に考索するに果して一ツの山陵を得たり。丹南郡野上村のひかしにあたり坂を下りて山陵とおほしきあり。其陵廣大にして池溝めぐれり。字をボケ山といふ。野中村の管内なり。其地理、埴生坂本といふ『日本紀』『延喜式』などの文にかなへり。仁賢帝を億計天皇と申奉れば、ボケはおけの訛なるへし。

【詳細書誌情報】

仁賢帝陵考後案 一冊

並河寒泉 写本

〔寸法〕26.6×19.3

〔書式〕無郭無界の紙を使用、十行、二十字

〔内題〕「仁賢帝陵考後案」

〔外題〕「仁賢帝陵考後案」と打ち付書き

〔奥書〕本奥書は無し。書写奥書は表紙裏に下記の通り記す。

出所及所有者…京都市下京区大国町並河総次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十五年五月六日

写字…瀧口成人

また巻末に「大正十五年五月六日 於諸陵寮／瀧口成人寫」と記す。

〔印記〕表紙「諸陵寮圖書印」、第一葉表「圖書寮印」

〔装丁〕四針眼訂法、全五葉

〔蔵書票〕「諸陵寮／番號2107／冊數1／函架5 16」、

「圖書寮／番號61835／冊數1／函號 陵625」

允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考（いんぎようていりようこうべつき・ひこほほでみのみことりようこう・ひこなぎさたけうがやふきあえずのみことりようこう）

関係人物名 並河寒泉

数量（冊数） 一冊

外形寸法（cm） 27.0×19.9

〔定義〕並河寒泉の三種の著述、すなわちA『允恭帝陵考別記』、B『彦火火出見尊陵考』、C『彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考』の合冊。内容に関連はない。以下、A、Cについて個別に記す。

A『允恭帝陵考別記』は、市野山古墳を允恭陵に比定する寒泉が、その被葬者を市辺皇子とする異説を否定するために、『古事記』の本文批判の結果を傍証として示したものの、「別記」の名は、『允恭帝陵考』（後掲）の補足的な内容であることを示す。

B『彦火火出見尊陵考』、C『彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考』は、人皇以前の彦火火出見尊（天孫瓊杵尊の子。俗にいう山幸彦）、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊（彦火火出見尊の子で、神武天皇の父）の陵の所在地について、それぞれ『日本書紀』、『延喜式』、谷川士清『日本書紀通証』、松下見林『前王朝陵記』、白尾国柱『神代陵図』

から関係記事を抜粋した資料集。

〔簡易書誌情報〕大正十五年五月六日に諸陵寮の職員が、並河総次郎（並河宗家当主）所蔵の原本を借りて転写した写本。本資料の原本は、天理図書館には所蔵されないため、貴重な写本である。なお、書陵部所蔵の『陵墓考集』（後掲）にも、宮内省諸陵寮によって大正十三年に書写された、並河総次郎所蔵原本を底本とする写本を収録する。

〔内容解説〕B・Cは資料集であるのでAについてのみ記す。

寒泉は市野山古墳を允恭陵に比定するが、それを市辺皇子墓とする説もあった。近江国に葬られた市辺皇子の遺骨が都（河内国の市野山古墳）へ改葬されたとするこの説の一つの論拠となるのが『古事記』顕宗天皇巻の記述である。寒泉は錯簡という漢学者らしい視点をもって『古事記』（本居宣長『古訓古事記』）本文を検討し、市辺皇子墓が都へ改葬されたという解釈が成り立たないことを論じる。

『允恭天皇御陵考』（後掲「允恭帝陵考」A）の末尾には、『古事記』の本文批判を内容とする漢文表記の「附考」がある。本資料は、その「附考」の主旨を和文で記すもので、同じく和文表記の『允恭帝陵考』（後掲「允恭帝

陵考」B)の傍証的な性格をもつ。

〔具体的内容〕Aについてのみに記す。寒泉は、本居宣長『古訓古事記』を有用なテキストとして評価する。ただ、市辺皇子墓の所在地の論拠となる下記の箇所は誤脱や錯簡があつて意味が不明瞭なために、宣長もそこに訓点をつけなかったのだろうとする。

此天皇求其父王市邊王之御骨時、在淡海國賤老嫗參出白、王子御骨所埋者、專吾能知、亦以其御齒可知、爾起民堀土、求其御骨、即獲其御骨而、於其蚊屋野之東山作御陵葬、以韓岱之子等令守其御陵、然後持上其御骨也。(『古訓古事記』下卷、顯宗天皇)

寒泉は下線部に注目する。まず「作御陵葬」は表現が「急迫」しており、「作御陵」と「葬」との間に誤脱が疑われる。また「然後持上其御骨也」の八字は、既に近江の蚊屋野の東山に御陵を作つて葬つた後に、その遺骨を何のためにどこに「持ち上げる」のか理解し難い。そこで寒泉は、この八字の句は錯簡、その末尾の「也」は「而」の訛誤と見て、上文「作御陵」と「葬」の間に置けば「於其蚊屋野之東山作御陵、然後持上其御骨而葬、以韓岱之子等令守其御陵」となり、「持上」ト申ハ都ヘ上スニテハナク、山ノ上ヘノボスヲ云」すなわち(その遺骨を都へ持ち上つたのではなく、御陵の上に持ち上げて葬つた)

という意味で説明がつく。とすれば、市辺皇子の墓が近江の蚊屋野に在ることは明白で、市辺皇子が市野山古墳の被葬者であるはずはないというのである。

この「錯簡」説は漢学者らしい見解である。以下、寒泉の主張が見て取れる箇所を抄出する。

鳳来謹按スルニ某氏(宣長)ノ疑ヒ至極尤モト存候。是ハ前文中ノ錯簡ト相見ヘ申候。其上、此處ハ大分誤字杯モ有之様被存候。總テ古書ノ寫本ニテアリシ間ハ處々方々ニテ寫取候コト故、脱字誤字ハ勿論、文句ノ行杯モ不斗、其行ヲ落シテ、其次ノ行ヘ書誤コト、四書五行等杯ニハ澤山有之、皆寫本ノ誤リノマ、ニテ板行ニ上シタル者也。是ヲ錯簡ト申シ候。右等ノコト故、當時板本ノ書ヲ讀ニハ昔寫本ノ時ノ心得ニテ見レハ發明ノ一端ヲ得候者ニ御座候。

また、この論証の後に「市邊皇子墓附考」コ、ハ義言ノ考畧書【御齒圖付】と記す。これは、市辺皇子墓が近江国にあることを考証する長野義言撰『市辺皇子山陵考』の概略を傍証として引用する意図を示す。ただし、実際に引用はなく、本資料の草稿的な性格が見て取れる。

【詳細書誌情報】

允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考 一冊

並河寒泉 写本

〔寸法〕 27.0×19.9

〔書式〕 無界無郭の紙を用いる。十行、二十字

〔内題〕 表紙「允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考」

〔外題〕 書題簽「允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考」

〔奥書〕 表紙裏に付す書写奥書は下記のとおり。

出所及所有者…並河惣次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十五年五月六日

写字…瀧口成人

〔印記〕 表紙表下「諸陵寮圖書部」第一葉表上「圖書寮印」

〔装丁〕 四針眼訂法。全七葉。内訳は、A四葉、B一葉、

C二葉

〔蔵書票〕 「諸陵寮／番號2110／冊數1／函架5 16」〔圖

書寮／番號61834／冊數1／函號 陵660〕

安政乙卯巡拝録 (あんせいごうごうごんげんごう)

関係人物名 並河寒泉 藤條公名

数量 (冊數) 一冊

外形寸法 (cm) 26.5×18.5

〔定義〕 並河寒泉が安政二年に行なった河内国所在の陵墓の実地調査において、陵墓の状況、地元の伝承、自らの見解などを門弟の藤條公名 (寒泉門人・塾頭) に記録させたもの。備忘録の類か。

〔簡易書誌情報〕 大正十五年に宮内省諸陵寮において作成した写本。書陵部の所蔵する寒泉の陵墓関係資料は、本資料を除き、みな並河総次郎所蔵の原本に基づく写本であるが、これのみ書写奥書の「出所及所有者」を並河総次郎ではなく図書寮とし、来歴に疑問が残る。天理図書館に原本が所蔵されず、貴重な写本である。

寒泉は安政二年八月十四日から (期間は未詳) と安政三年六月二十一日～二十八日との両次にわたり、塾頭の藤條公名を伴って実地調査を行なった。本資料の巻頭に「河内國陵墓／(改行) 並河鳳来奉 命 巡拝」とあるように、この時の実地調査は河内国所在の陵墓に限られる。奥書には「安政二年乙卯八月十八日／門人 藤條公名拜記」とあり、恐らく寒泉の口述を門弟の藤條に記録させたものであろう。

〔全体構成〕 項目に立てられた陵墓を記載順に列挙すれば次の通りである。ミサンサイ山 (藤井寺市、仲哀陵に治定)、冢穴 (羽曳野市、来目皇子墓に治定)、ム子カツカ (羽曳野市、峰ヶ塚古墳)、牡計山 (藤井寺市青山、

仁賢陵に治定)、皇子輕墓(羽曳野市、前の山古墳、日本武尊陵に治定)、坂門原陵(羽曳野市、清寧陵に治定)、恵我藻伏山岡陵(羽曳野市、応神陵に治定)、冢山(羽曳野市、墓山古墳か)、白鳥陵(羽曳野市、現在の白鳥陵(前の山古墳)ではなく、古市所在の白鳥神社古墳)、聖德太子墓(太子町)、磯長原陵(太子町、用明陵に治定)、大阪磯長陵(太子町、孝徳陵に治定)、磯長山田陵(太子町、推古陵に治定)、磯長中尾陵(太子町、敏達陵に治定)、古市高屋丘陵(羽曳野市、安閑陵に治定)、黒山古墳(堺市美原区黒山の黒姫山古墳)

〔内容解説〕安政三年の实地調査については、『居諸録』に調査日程の詳細が読み取れるが、安政二年度の实地調査は『居諸録』には開始日の八月十四日以降「爾後終年不得記」として記述が無く、詳細がわからない。本資料は調査対象となった陵墓を明記し、奥書によって調査終了時期を八月十八日頃と推定し得るなど、調査記録の空白を補える点で貴重である。

〔具体的内容〕内容は、陵墓の規模・形状の調査結果、地元における伝承、文献資料に基づく自らの見解などである。以下、いくつかの例を引用する。

ミサンサイ山：葛井寺ノ西南三四町丹南郡岡村ノ管内ニアリ。其形チ宮軍ニシテ四面ニ池アリ。凡百三四十

間四方許リモ有ヘシト見ユ。此反正ノ古陵ナルヘシト云説アリ。〔按スルニ、ミサンサイハ御陵ノ訛カ。大和國鳥屋村ニアル宣化帝ノ陵モ字ミササイ山ト云モ御陵山ノ訛ナルヘシ。〕

牡計山：『山陵志』等ニ云、仁賢帝陵其処ナリ。所謂宮軍ノ形チアリテ、其帝陵タルニチカシ。〔黒山村里正云、今云野中村ノ牡計山ハモト其トコロニ非ス。尚ソノ管内ニモトノ牡計山アルヘシ。今ハ土地ヲアヤマリテ稱スルナリト。尚探知スヘシ。〕

坂門原陵：此陵ノナラヒ東ノ方ニ小白髪ト字スル圓丘アリ。或云、清寧ノ皇后ナランカ。〔後二旧史ヲ按スルニ、此帝皇后モ皇子女モナシ〕

黒山古陵：丹南郡黒山村ニアリ。(中略)此陵ノ西四五十間ニ圓冢ニツアリ。此陵則『河内志』所謂仁賢帝陵、是也。

村長理右衛門云、此陵古来天武陵ト云、又ハ天武ノ改葬アリシ古陵トモ云、或ハ仁賢陵トモ云傳ヘリ。(中略)但其天武ノ陵、或ハ改葬ノ陵ナトハ妄傳言ヲマタヌモノナリ。

当時、仁賢天皇陵の所在地の比定が特に困難とされていた。寒泉もそれに注意して搜索している様子が見て取れる。

【詳細書誌情報】

安政乙卯巡拝録 一冊

藤條公名筆

〔寸法〕26.5×18.5

〔書式〕朱色で印刷した、四周双辺、十三行、版心に「宮内省」とある宮内省用箋を用いる。

〔内題〕「河内國陵墓」

〔外題〕書題簽「安政乙卯巡拝録」

〔奥書〕本奥書「安政二年乙卯八月十八日／門人 藤條公名拜記」。書写奥書は巻末に下記の通り記す。

出所及所有者・京都市下京区大國町 並河総次郎

採集者・陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月・大正十二年二月十四日

写字・諸陵寮嘱託 山本臨乘

校合・陵墓守長 西野伊之助

〔印記〕第一葉表「諸陵寮圖書印」、第二葉表「圖書寮印」

〔装丁〕四針眼訂法、全九葉

〔蔵書票〕「諸陵寮／番號1620／冊數1／函架530」、「圖書寮／番號61878／冊數1／函號 陵913」

允恭帝陵考 (いんぎよひのうごんの)

関係人物名 並河寒泉

数量(冊数) 一冊

外形寸法 (cm) 26.7×18.8

〔定義〕並河寒泉が資料および実地の調査に基づき、河内国志紀郡国府村(現在の大府府藤井寺市国府)にある市野山古墳が允恭天皇陵であることを考証したもの。

〔簡易書誌情報〕大正十三年四月に諸陵寮が、並河総次郎所蔵の原本を借りて転写した写本。この写本は允恭天皇陵の考証に関する二種の著述の合本の形態をとる。すなわち、A『允恭天皇御陵考』と題する漢文で記された一冊、B『允恭帝陵考』と題する和文で記された一冊の二種である。Aの本奥書には「安政丙辰五月」とあり、Bの本奥書には「安政丙辰八月 並河鳳来申上」とある。寒泉の蔵書は、総次郎を経て、昭和二十八年に天理図書館に一括移管されたが、本資料の原本はなぜか天理図書館には所蔵されないため、この写本は貴重である。

〔全体構成〕全体の構成について、A・Bの資料ごとに記す。

A『允恭天皇御陵考』(四葉)に関して。これは①史書・陵墓研究の關係記述の抜粹、②寒泉の考証、③市辺皇子の墓について記した『古事記』本文の解釈に関する付記、の三部から成り、すべて漢文で記されている。

①は「允恭天皇御陵考引証」と題し、『古事記』、『日

本書紀』、『旧事紀』、『延喜式』、『皇年代略記』、『皇代記』、『大日本史』（以上、史書）、松下見林『前王廟陵記』、細井知慎『諸陵周垣成就記』、並河永『河内志』、蒲生秀賢『山陵志』、水島永政『陵墓考略説』（以上、陵墓研究など）を引用する。

②は「允恭帝陵考案」と題する寒泉の考証。①の「引証」に引いた陵墓研究では、『河内志』が仲津山古墳（藤井寺市沢田）に、『陵墓考略説』が岡ミサンザイ古墳（藤井寺市藤井寺）に比定する以外は、いずれも允恭陵を市野山古墳（藤井寺市国府）に比定する。寒泉も、『延喜式』における「恵我長野北陵」という名称、周辺陵墓との位置関係、市野山古墳の形状などから、通説と同様に市野山古墳を允恭陵に比定する。

③は「附考」と題し、市野山古墳を市辺押齒皇子（履中帝の皇子で、顕宗・仁賢両帝の父。雄略帝に殺された）の墓とする伝承を退けるための傍証である。市辺皇子の遺骨が畿内に改葬されたとする説の論拠となる『古事記』顕宗天皇巻の記述について、「錯簡」という見方も交えて新たな解釈を提示する。

B「允恭帝陵考」（六葉）に関して。第一葉に「恵我長野西陵（仲哀陵）」「忍坂大仲津姫陵（允恭帝后陵）」「恵我藻伏岡陵（応神陵）」「恵我長野北陵（允恭陵）」の位

置関係を示す略図を付す。西を上、北を右にした図で、寒泉撰『仲津山陵考』（天理図書館蔵）の附図と同様のもの。

略図の他は和文で記された考証で、内容は基本的にAと同様であるが差異もある。まずA・Bともに、国府の市野山古墳は允恭陵であって市辺押齒皇子の墓ではないことの傍証として長野義言『市辺皇子墓考』の所説を用いるが、BはAに比べてかなり詳細に長野説を紹介する。またAの③附考に見えた『古事記』の錯簡説は、Bには盛り込まれていない。この説は寒泉撰のやはり和文で記された『允恭帝陵考別記』（後掲）に見えることから、意図してそちらへ移されたものと思われる。

〔内容解説〕前述のように、允恭陵の所在地について、殆どの陵墓研究が志紀郡国府村にある市野山古墳に比定するが、並河永『河内志』は、藤井寺市沢田にある仲津山古墳を允恭陵とし、「市邊墓、在國府村」と国府の市野山古墳を市辺皇子墓と見なした。

Aには「鳳来以今茲安政丙辰（安政三年）五月入河探索帝陵、造志紀郡東北国府村」との記述があり、A・Bが文献研究のほか実地調査も経た後の所説であることがわかる。なお、寒泉の日記『居諸録』には安政三年五月に河内に陵墓調査に赴いたことが見え、調査時期につ

いては一考を要する。

通説では允恭陵とされる市野山古墳を、並河永『河内志』は「市邊墓」とする。常識的に見て市辺押齒皇子の墓という意味であろう。寒泉も通説と同様に市野山古墳を允恭陵に比定するので、並河永『河内志』の説には従わないが、それにもかかわらず、『河内志』の所説を簡単に否定せず、かなり慎重に取り扱う。寒泉は言う、『河内志』は「市邊墓」とのみ記す。「市邊皇子墓」としないのは「市邊」を皇子の名と見ず、地名と見たからである。被葬者が未詳ゆえ、仮に地名の「市邊」を存して後の研究を俟ったのだ、と。並河永は寒泉の祖父に当たると、『河内志』の所説への態度には祖父を弁護する意図が感じられる。

市野山古墳が市辺皇子の墓ではないことの傍証として援用されるのが、市辺皇子墓が近江国にあることを論証した長野義言『市辺忍齒別命山陵考』の説である。長野義言（一八一五～一八六二）は長野主膳の通称で知られ、国学者として井伊直弼の師となり、直弼の大老就任後は重用されて安政の大獄で重要な役割を果たした。

『居諸録』には、京都の国学者で後に文久の修陵で調方筆頭を務めた谷森善臣（本名種松、通称二郎）との書簡の遣り取りが散見する。安政三年三月六日の条に「六

日『神武陵墓考』及『諸陵考畧』共二冊、自谷森氏還納。京師谷森次郎^ア子通致前日所托標背紙書付『市邊皇子山陵考』【長野義言考、其友人也】付来前日子所叩也」と見え、寒泉が谷森から長野の著『市辺皇子山陵考』を提供されていたことがわかる。寒泉と谷森との間で陵墓関係資料の貸借などが行なわれていた。これは谷森との交流が寒泉の研究に寄与した一例である。

〔具体的内容〕

A『允恭天皇御陵考』に関して。寒泉の考証の内容は六段に分けられる。各段の要旨は以下の通りである。

1. 『延喜式（諸陵寮）』に允恭陵を「恵我長野北陵」と記す点を重視し、市野山古墳を允恭陵とすべきこと。多くの陵墓研究と同様に、寒泉も『延喜式』の記載する「北」の字に注目し、周辺の陵との位置関係からすれば、允恭陵は長野地域に散在する諸陵の北にある市野山古墳しか考えられないという。

2. 実地調査による形状から市野山古墳は天皇陵であり皇子墓ではないこと。地元には市野山古墳が市辺皇子の墓であるとの伝承があり、『河内志』も「市邊墓」としていた。寒泉は実地調査で確認したその前方後円形の形状から、天皇陵であって決して皇子墓ではないことを確信し、市辺皇子墓の可能性を否定した。寒泉の

実地調査がどのような点に注目していたのかが分かる記述であるので、以下に一部を抄出する。

鳳来以今茲安政丙辰五月入河探索帝陵、造志紀郡東北国府村。村内有一陵、問諸村正、則曰市野山、傳言市邊王子墓。鳳来審察其陵勢、長於南北而短於東西、高於北而卑於南、高卑之間陵夷為凹、迴以溝池、所謂宮車之象。其高處藏梓宮之處而南面也。儼然天子之陵矣、決非皇子之墓也。

3. 市野山古墳が市辺皇子墓と誤解された理由。大和川の支流である石川左岸一帯はかつて「恵我」と称され、水運の便から交易が行なわれたため「恵我市」と称された。その近辺にあった古墳ゆえ市野山古墳は「恵我市ノ辺之墓」と称され、後に「市辺墓」と略称された。これが偶然に市辺押齒皇子と同名だったので、市辺皇子の墓との誤伝を生んだ。市辺皇子が名に「市辺」を冠する理由として、『文徳実録』に「先朝之制、每皇子生、以乳母姓為之名」とあることから、皇子の乳母に市辺出身の乳母があったのかもしれない、という。この後に前述の『河内志』弁護が続く。

4. 長野義言説による市辺皇子墓の近江国にあることの考証。市辺皇子は雄略帝により殺害され、いったん塚に遺骸が埋められた。後に市辺皇子の子の顕宗帝がそ

の塚を掘り返し、同時に殺害された人々の骨とともに別の場所に改葬した。先に葬られた塚は近江国蒲生郡に在って壞塚こぼちといい、改葬された塚は市辺皇子の頭骨を納めた塚とその他諸々の骨を納めた塚とが並んで同国神崎郡御園郷妙法寺村にある。この顚末は長野義言の著に具に記載されている、という。

5. 『古事記』（顕宗天皇卷）を論拠とする、市辺皇子墓畿内説に対する反駁。『古事記』顕宗天皇卷には、顕宗天皇は殺害された父市辺皇子の遺骨を探し出し、蚊屋野の東山に陵を造営して埋葬して、韓俗かんたの子らに守らせたといひ、その直後に「然後持上其御骨也」と記す。一説にそれを「後にその御骨を畿内きいに持ち上げた」と解釈し、市辺皇子墓が畿内（河内）にある根拠とする。この説に対し寒泉は、畿内のどこに改葬したか記述がないこと、後文に改葬のことを記さないこと、「蚊屋野の東山に」御陵を作り葬る」と明記していること、などの理由を挙げて反駁する。

考証を補強する「附考」は、前記の『古事記』顕宗天皇卷の記述に関して、新たな解釈を提示するものである。漢学の文献批判によく用いられる「錯簡」という見方から『古事記』本文を検討する点が特徴的である。ちなみに懷徳堂には錯簡の視点から『中庸』本文

に独自の見解を示した「中庸錯簡説」がある。これを意識したか否かはともかく、漢学者らしい視点による『古事記』解釈と言える。以下その全文を抄出する。

附考

『古訓古事記』【本居宣長校】顕宗記中、改葬市邊皇子遺骨条云、「於其蚊屋野之東、作山御陵葬、以韓岱之子等令守其御陵、然後持上其骨也。」「然後」以下七字、『古訓』不副墨、校者以為不可讀也。蓋以上下文意難相屬故也。鳳來按、是句錯簡、且有誤字。今移此七字、置作（於の誤りか）「陵」下、而「骨也」之「也」、宜作「而」。蓋以字畫似誤也。果然、文意太順、義亦相適。蓋言於其蚊屋野作陵、然後持上其骨而葬、以韓岱之子等、令守御陵也。文義豈不順適乎哉。又按、「於蚊屋野東、作山御陵」句、「作山」二字倒置之、則此句意亦順。

鳳來謹考

錯簡改正 「於其蚊屋野之東山作御陵、然後持上其骨而葬、以韓岱之子等令守其御陵。」

B 『允恭帝陵考』に関して。寒泉の考証の内容は七段に分けられる。ただし、前後に重複があり未整理の感がある。各段の要旨は以下の通りである。

1. 市野山古墳を市辺皇子墓とする伝説とその理由の考

察。市野山古墳の被葬者については、市辺皇子の墓とする伝説があり、並河『河内志』は「市邊墓」とし、蒲生『山陵志』は允恭陵とするように説が別れる。市野山という呼称は、かつての「餌香ノ市ノ辺」に位置したためである。『河内志』が「市邊墓」としか記さぬ点からすれば、市辺皇子の墓とは考えていなかったであろう、という。『河内志』弁護を含むこの段は、上記のA『允恭天皇御陵考』の内容の3に当たる。

2. 市野山古墳および仲津山古墳の被葬者について。寒泉によれば、仲津山古墳（現在の藤井寺市沢田）は允恭帝后おしさかのおなかつひめの忍坂大中姫の陵であり（『仲津帝陵考』に詳しい）、市野山古墳は『延喜式』に「恵我長野北陵」と記す位置関係から、蒲生『山陵志』の允恭陵とする説が至当である。そして、両古墳が近接する理由を「御夫婦故之御事歟と奉存候」とする。上記Aの1の内容と重なるが、本資料は仲津山古墳を允恭帝后陵とする寒泉独自の見解にも言及している。

3. 市辺皇子墓の所在地について。『古事記』顕宗天皇巻に市辺皇子墓に関する記述がある。御園郷妙法寺村にある古墳が市辺皇子の頭蓋骨と骨を埋葬した場所であるという。長野義言の説に基づき、5と関わる。

4. 『延喜式』の記述について。『延喜式』に允恭陵を「恵

我長野北陵」と記すのは、その南にある「恵我漢伏岡

陵（応神陵）」との相対的な位置によるという。この内容は地理的な位置について述べた1に含まれるのが適当と思われる、構成において未整理の感がある。

5. 市辺皇子墓の所在地に関する長野義言の説の紹介。上記Aの4に当たる部分であるが、「江州之人長野義言著述の『市邊皇子山陵考』有之候。右之書二而見申候得ハ委曲相分り申候。左に其畧を申上候」と言うように、長野説の概略をかなり詳しく紹介している。

6. まとめ。以下に全文を抄出する。

鳳来謹按二、市邊皇子の御墓ハ、右之如近江ニ歴然と有之候事に御座候得ば、何之疑も有之間敷候事と奉存候。左様候得ば、河内國府村に有之候市野山と奉称候陵は、全ク允恭帝之御陵ニ御座候事、疑ヲ容ル可事ニハ有之間敷ト乍恐奉存候。

7. 市野山という呼称の考察。この辺りを古くは「餌香市^{えがのいちのべの}」いい、その近辺の陵なので、「餌香市邊山陵」といった。「市ノ山」を漢字表記にして「市野山」となった。今の古市（羽曳野市古市）がかつての「餌香市」である。上記1と重複する内容で、やはり構成に未整理の感がある。以下、末尾を抄出する。

右之通愚考仕候得共猶又御再考奉希候

安政丙辰八月 並河鳳来申上

【詳細書誌情報】

允恭帝陵考 一冊

並河寒泉 写本

〔寸法〕26.7×18.8

〔書式〕朱色で印刷した、四周双辺、十三行、版心に「宮内省」とある宮内省用箋を用いる。一行二十二字

〔内題〕二種の考証の合本で、A「允恭天皇御陵考」、B「允恭帝陵考」

〔外題〕書題簽「允恭帝陵考 全」。A「允恭帝陵考 全」と打付書き。B「允恭帝陵考 恵我長野北陵」と打付書き。

〔奥書〕A本奥書「安政丙辰五月」、B本奥書「安政丙辰八月 並河鳳来 申上」。A・B巻末に付す書写奥書は次のように記す。

出所及所有者…京都市下京区大國町 並河総次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年四月廿一日

写字…陵墓守長 西野伊之助

校合…諸陵寮嘱託 山本臨乗

〔印記〕第一葉表「諸陵寮圖書印」、〔圖書寮印〕

〔装丁〕四針眼訂法、全十葉。内訳はA四葉（引証一葉、

考案二葉、附考一葉。B六葉(図一葉、考証五葉)

〔藏書票〕「諸陵寮／5 15部／1冊／82號」、「圖書寮／番號6852／冊數1／函號 陵391」

仁賢天皇御陵申上覺(にんげんてんのうごりようもうしあげおぼえ)

関係人物名 並河寒泉

数量(冊数) 一冊

外形寸法(cm) 26.6×19.3

〔定義〕並河寒泉が安政二年(乙卯、一八五五)八月十四日から行なった実地調査における、仁賢天皇陵に関する調査報告書の控え。内容から見て、十分な考察を尽した結論ではなく、中間報告書というべきもの。

〔簡易書誌情報〕大正十三年に宮内省において並河総次郎所蔵の原本を書写した写本。並河寒泉の蔵書は、天理図書館に一括移管されるに至っているが、本資料の原本はどういう理由か天理図書館の蔵書には見えず、所在は未詳である。なお、書陵部所蔵の『陵墓考集』(後掲)にも、宮内省諸陵寮によって大正十三年に書写された、並河総次郎所蔵原本を底本とする写本を収録する。

〔全体構成〕①史書・陵墓研究の関係記述の抜粋および寒泉の注記、②寒泉の実地調査結果、③文献・実地調査

にもとづく寒泉の考証。

①は、『旧事記』、『古事記』、『日本書紀』、『延喜式』、『大日本史』(以上、史書)、松下見林『前王廟陵記』、細井知慎『諸陵周垣成就記』、『享保六年御陵記』、並河永『河内志』、秋里離島『河内名所図会』、蒲生秀賢『山陵志』、水島永政『陵墓考略説』(以上、陵墓研究など)を引用する。

松下『前王廟陵記』、細井『諸陵周垣成就記』の下に「朋来謹按」に始まる注記があり、また並河『河内志』、秋里『河内名所図会』の下にそれぞれ『河内名所鑑』、覺峯師説(『河内名所図会』「仁賢天皇陵」項所引)を引く。『允恭帝陵考』(前掲)、『仲哀帝陵考』(天理図書館蔵)の「引証」部分と比較して、本資料は引用の下に寒泉の加えた注記があるのが特徴で、体例の未確立という感がある。

②の実地調査記録は、仁賢陵と目された二つの陵—すなわち細井『諸陵周垣成就記』・並河『河内志』が比定する黒山古墳(堺市美原区黒山の黒姫山古墳)、覺峯説・蒲生『山陵志』が比定する牡計山古墳(藤井寺市青山、現在仁賢天皇陵に治定)—について、実地調査の結果を詳細に記録する。陵の規模や形態の観察、地元住民への聞き取り、地元が所蔵する関係資料の閲覧依頼など、具体的な調査内容が窺える点で貴重である。

③の考証部分は「一つ書き」によって八段に分けられる。各段の要旨は後掲（具体的内容）を参照。

〔内容解説〕安政二年（乙卯、一八五五）四月十九日、寒泉は大坂東町奉行所から河内所在の陵墓の調査を委嘱された。奉行所の説明では「其の尤も審らかにし難き者は、仁賢帝の一陵なり」（『居諸録』）とのことで、寒泉の陵墓調査において仁賢陵（埴生坂本陵）の比定はとりわけ重要な任務であった。

寒泉の日記『居諸録』によれば、陵墓の実地調査は同年八月十四日から行なわれた。この時に訪れた陵墓は『安政乙卯巡拝録』（前掲）に記され、そこに「牡計山」として仁賢陵も見える。本資料は、本奥書に「安政乙卯九月」とあることから、安政二年八月の調査直後の報告であると思われる。

本資料の②実地調査記録部分には、「當月中比にハ今一度参候故、〔黒山古墳の資料を〕其節借受可申様頼置候」、「〔ボケ山古墳に関する資料については〕當月中頃参候節者、何か手懸りも出来可仕哉と奉存相樂居候」と見える。これによれば、八月十四日からの調査を一旦終え、本資料に見える内容を奉行所へ報告し、その後九月中旬に再度この地を調査に訪れる予定だったらしい。

安政二年度の実地調査については、『居諸録』に開始

時期は明記するが、終了時期は「爾後終年不得記」としか記さないために明らかでなかった。本資料は実地調査期間の空白を補う点でも重要である。

また③の考証部分（第五段落）に、塚穴古墳に関する島泉村（現在の羽曳野市島泉）庄屋吉村氏への聞き取りが記録される。塚穴古墳の石室内部については、覚峰（一七二九—一八一五）による詳細な記録があるが、吉村氏の実見記録はその補足として価値があるろう。

〔具体的内容〕③の考証部分について、段落ごとにその要旨を記す。

1. 地名に基づく埴生坂の位置の考察。仁賢陵は『日本書紀』『延喜式』に「埴生坂本陵」と記される。その所在地については、黒山説と牡計山説の二説があるが、埴生坂の位置を明らかにすることがその分岐を解く鍵である、と言う。（以下はその概略。）

蒲生『山陵志』が言う通り、「羽曳野はハニフの訛り」である。今回の調査で村人に「ハビキ野」の漢字表記を尋ねたところ「埴生野」と答えたが、これは「埴生野」の誤りに相違ない。「ハニフ」が「ハビキ」に訛り、それが「羽曳」と表記されるに至ったのであろう。

埴生坂という地名の由来を知れば、その位置も知れ、自ずと陵の所在地もわかるはずである。「埴」とは粘

土で、粘土を産出する故に埴生の地名があるのである。この地は南ほど赤い粘土質で、『延喜式(主計寮)』にも当地の献上品として陶器類が記されている。周辺に土師山(黒山の北東一里余。ハニ山の訛りか)、大保(土師山・黒山の中間で東寄り。土製鑄型の産地)があり、一帯を埴生と呼ぶのも粘土の産出に由来するのである。

2. 履中天皇の事跡に見える埴生坂。『古事記』『日本書紀』の履中天皇に関する記述に埴生坂が見える。履中天皇が太子であった時、同母弟の墨江中王が謀反して難波の御殿を焼いた。太子は難波から河内を抜けて大和の石上宮に避難する途中で、河内の埴生坂に至り、燃え上がる難波宮を望見した。そこから大坂山口まで来ると少女が現れ「山中には中王の軍勢が満ちているので、引き返して當岐麻道より大和へ抜けたまえ」と教えるので、飛鳥(羽曳野市・太子町)に一泊、翌日、河内国分を経て龍田山を越えて石上神宮に入った。この事跡の紹介は、次段における地理的考察の前提である。

3. 古道に関する先行研究。難波宮から大和石上への途中に埴生坂はある。寒泉はその道筋を示す一例に、『浪速上古図説』(中村直躬、寛政十二年刊)の考察を引く。それによると、『日本書紀』仁徳紀に「高津宮から大

道を作り、都の中に置き、南門から直に丹治比村に至る」とある大道は、今の上本町通に当たり、それを真つ直ぐ南へ進み、天王寺東門を経て平野に至り、狭山街道を行けば丹治比に至る、という。

4. 古道の実地検証。今回の調査で古市(羽曳野市)を出、黒山(堺市美原区)から平野(大阪市平野区)に至ったが、この道が実に大きな道だった(いわゆる狭山街道Ⅱ中高野街道)。これを逆行すれば履中紀の道筋となる。履中天皇は、平野から狭山街道の丹治比に入り、そこから丘陵を東に登った所で難波の火災を見、東へ下りて大和へ向かったのである。

5. 埴生山の実見調査。埴生山の上にある墓穴古墳(現在では来目皇子墓に治定)の観察記録である。崩れた墳丘南側から素焼きの壺が露われ、下にはその破片が散乱し、一辺二三尺の扁平で四角い石が露出する状況を記す。その他、十年ほど前にはこの石の下に子供が入りするほどの横穴があったが埋められたという現地住民の話、島泉村庄屋の吉村氏が「辰ノ夏六月巡拝ノ節(弘化元年・一八四四か)」に実見した状況を記録する。その折に塚穴に入った吉村氏は、石室内部の規模や構造を詳しく観察し、「春日村ノ上宮太子ノ塚と同ジ」との所見を述べる。

6. 塚穴に関する記録。『河内名所図会』に引く僧覚峰の説を紹介する。『日本書紀』『延喜式』に埴生山上に葬られたと記す来目皇子の墓について、覚峰は『河内志』に大塚村に在りとあるのは誤りで、埴生山の塚穴こそがそれであるとする。

7. 埴生山の位置の再検討。諸説あるのはやはり埴生山の位置が明らかでないためとし、『河内志』『河内名所図会』にみえる埴生山の記述を再検討する。両書ともに、羽曳山丘陵の一部に平尾丘、丹比丘、埴生坂があるとするが、寒泉は、1で見たように現地住民が「ハビキ」を「垣（埴）生」と表記することから、埴生と羽曳とは一名であるとする。

8. 埴生山の新田開発について。明和年間（一七六四～一七七二）に埴生山で新田開発が行なわれ、『河内志』の享保、『河内名所図会』の寛政の頃と地形が大きく変わってしまった。新田開発は野々上村の医師秀悦が発起人となって行なわれたもので、地名の考究のために当時の記録の借覧を請うたが、徴税目的の調査と疑われたのか借覧が叶わなかった。開発で地形が変わったからには、「埴生」の地名をもとに探究するほか無いとする。

以下、結論部分を抄出する。

右申上候通りの事御座候得ハ、迺も急に調仕らむ候義ハ甚難相成候故、今暫彼是と聞合せ、又書キ物等も見候得ハ、何とか陵之義も分明ニ可相成坎と奉存候、以上

【詳細書誌情報】

仁賢天皇御陵申上覺 一冊

並河寒泉 写本

〔寸法〕 26.6×19.3

〔書式〕 無郭無界の紙を使用、十行、二十字

〔内題〕 「仁賢天皇陵」

〔外題〕 「仁賢天皇御陵申上覺」と打ち付書き

〔奥書〕 本奥書「安政乙卯九月／並河復一朋来謹白」。書

写奥書は表紙裏に下記の通り記す。

出所及所有者・図書寮

謄写年月・大正十五年五月五日

写字・瀧口成人

また巻末に「大正十五年五月五日 於諸陵寮／瀧口成人寫」と記す。

〔印記〕 表紙「諸陵寮圖書印」、第一葉表「圖書寮印」

〔装丁〕 四針眼訂法、全十五葉（①三葉、②三葉半、③八

葉半）

〔蔵書票〕 「諸陵寮／番號2103／冊數1／函架5 16」〔圖

書寮／番號61858／冊數1／函號 陵927」

陵墓考集（りょうぼいしゆい）

関係人物名

並河寒泉、やまのりちか矢盛教愛、すずかつらたね鈴鹿連胤

数量（冊数）

一冊

外形寸法（cm） 26.6×18.7

〔定義〕並河寒泉・矢盛教愛・正田棟隆・鈴鹿連胤らの手になる陵墓に関する著述十三種をまとめたもの。各著述はもともと個別に成ったもので、大正十三年にそれらを宮内省諸陵寮で書写して合冊としたものである。

寒泉の著述としては、『仲津山陵考』『仁賢天皇御陵申上覚』『允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考』『仁賢天皇陵考後案』『帝陵求是』『居諸録抄録』の七種を収める。

〔簡易書誌情報〕大正十三年三月から十一月にかけて諸陵寮の職員が、並河寒泉らの著述十三種を、並河総次郎（並河宗家当主）、矢盛聰三郎（教愛養子）、鈴鹿義鯨（連胤孫）らの所蔵する原本を借りて書写したもの。『陵墓考集』という外題は合冊の際の命名。陵墓の管理とともに研究を行なう諸陵寮が、採集謄写して研究用に備えたのであろう。

寒泉の蔵書は、天理図書館に一括移管されて現在に至っている。ただどういう理由か天理図書館には『仲津山陵考』『帝陵求是』『居諸録』しか見えず、その他四種の原本は所在未詳である。

〔全体構成〕第一葉に「目録」があり、十三種の著述が挙げられる。以下、それを列挙し、それぞれ（ ）に著者を記し、併せて奥書など成立に関する情報を記す。

- ①『弘文天皇御陵考』（矢盛教愛）
奥書「明治六年八月 矢盛教愛 謹識」
- ②『村上帝陵略考』（矢盛教愛）
奥書「文久三年亥十一月十三日（改行）正田棟隆・矢盛教愛 同案」
- ③『仲津山陵考』（並河寒泉）
巻頭書名「仲津山陵考案」、奥書「安政丙辰六月 並河鳳来 謹識」
- ④『白峰麓之塵』（矢盛教愛）
巻頭「平安 矢盛教愛 著」
- ⑤『真如堂前古墳考』（矢盛教愛）
奥書「文久三年癸亥十月 平安 矢盛教愛 謹識」
- ⑥『上東門院後陵墓考』（矢盛教愛）
奥書「明治七年十月廿五日 矢盛教愛 しるす」
- ⑦『仁賢天皇御陵申上覚』（並河寒泉）

奥書「安政乙卯九月（改行）並河復一朋來謹白」
 ⑧『允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考』（並河寒泉）
 ⑨『仁賢天皇陵考後案』（並河寒泉）

※⑧・⑨の二種は奥書がないが、宮内庁書陵部に並河寒泉著とする単行の資料が所蔵されており、寒泉の著述と知られる。

⑩『冷泉院山稜・後三條院葬所』（鈴鹿連胤）
 奥書「安政二年八月廿三日 連胤 備忘」

⑪『聖德太子御廟窟磯長叡福寺之事實 附文德陵其他四陵記』（著者未詳）

⑫『帝陵求是』（並河寒泉）

⑬『居諸録抄録』（並河寒泉）

〔内容解説〕本資料に著述を収める矢盛・疋田・鈴鹿らは、いずれも幕末・明治に活躍した著名な陵墓研究家である。

矢盛教愛（文化十四年・一八一七～明治十四年・一八八二）は京都の人。文久二年十月から慶応元年三月まで行われた修陵事業（いわゆる文久の修陵）に、谷森善臣（一八一七～一九一一）らとともに調方として参加した陵墓研究家である。『国書総目録』には著述として『桜本御陵考』『真如堂前古墳』『村上帝陵略考』を採録する。
 疋田棟隆（文化四年・一八〇七～明治十七年・一八八

四）は京都の人。水戸藩に仕え、徳川斉昭の命を受けて山陵調査に当たった。著述に『山陵外史徴案』『柏原御陵探索書』などがある。

鈴鹿連胤（寛政七年・一七九五～明治三年・一八七〇）は京都の吉田神社の社家に生まれた国学者。私費を投じて大和・河内の陵墓を調査し、正親町三條実万・柳原光愛（ともに文久修陵の山陵御用掛）・戸田忠至（同山陵奉行）・谷森善臣（同調方）らと修復に尽力した。蔵書家としても知られ、蔵書は現在愛媛大学附属図書館「鈴鹿文庫」となっている。ただし、陵墓調査記録は焼失したらしく、同文庫には僅かしか残っていないという。

※福田安典「愛媛大学鈴鹿文庫・鈴鹿連胤関係資料について」（『国文学研究資料館紀要』第二十八号、平成十四年）

並河寒泉（寛政九年・一七九七～明治十二年・一八七九）は漢学者であるが、祖父は『五畿内志』の編者である並河誠所、外祖父は和漢兼修を伝統とした懷徳堂の中井竹山ということで、漢学・国学を兼修する学統に連なる。寒泉の著述が、著名な陵墓研究家のそれと同列に置かれていることから、寒泉の陵墓研究の水準も高く評価されていたと言えよう。

〔具体的内容〕本資料に収める寒泉の著述は、③『仲津

山陵考」、⑦『仁賢天皇御陵申上覚』、⑧『允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊陵考』、⑨『仁賢天皇陵考後案』、⑩『帝陵求是』、⑪『居諸録抄録』の六種であるが、③・⑦・⑧・⑨・⑫は単行の資料が存在し、既に別に解題を掲げたので略す（⑦・⑧・⑨は本稿、③・⑫は拙稿「天理大学附属図書館所蔵並河寒泉「山陵調査関係資料」解題」参照）。よって、ここでは⑬について概要を記すにとどめる。

⑬『居諸録抄録』は、寒泉の日記『居諸録』の安政二年（一八五五）四月十八日から翌安政三年十一月二十四日までの期間に見える陵墓調査関係の記事を抄出したもの。この期間は寒泉の陵墓研究が集中してなされた時期で、関係記事が詳細に書き出されており便利である。当時の宮内省職員が寒泉の陵墓研究に注目していたことを窺わせる。

【詳細書誌情報】

陵墓考集 一冊

並河寒泉・矢盛教愛・正田棟隆・鈴鹿連胤等 写本

〔寸法〕26.6×18.7

〔書式〕朱色で印刷した、四周双辺、十三行、版心に「宮内省」とある宮内省用箋を用いる。

〔内題〕所収の著述十三種の各標題は前掲解題を参照。

〔外題〕書題簽「陵墓考集」

〔奥書〕所収の著述十三種の本奥書は前掲解題を参照。書写奥書は下記のとおり。なお長い書名は略称を用い、住所・職名は重複を省いた。

①弘文天皇御陵考

出所及所有者…京都市下鴨下河原町田村作太郎方 矢盛聰三郎

採集者…諸陵寮囑託 山本臨乗

謄写年月…大正十三年九月一日

写字…山本臨乗

備考…矢盛教愛ノ遺書

②村上帝陵略考

出所及所有者…京都市下鴨下河原町田村作太郎方 矢盛聰三郎

盛聰三郎

採集者…諸陵寮囑託 山本臨乗

謄写年月…大正十三年十一月二十日

写字…山本臨乗

校合…山本臨乗

③中津山陵考案

出所及所有者…京都市下京区大國町 並河総次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年三月十七日

写字…陵墓守部 齊藤亮全

校合…陵墓守長 西野伊之助

④白峰麓之塵

出所及所有者…矢盛聰三郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年九月一日

写字…山本臨乘

備考…藏書者矢盛聰三郎ハ矢盛教愛ノ養子ナリ

⑤真如堂前古墳考

出所及所有者…矢盛聰三郎

採集者…諸陵寮嘱託 山本臨乘

謄写年月…大正十三年九月一日

写字…山本臨乘

備考…『真如堂前古墳考』矢盛教愛遺書謄写

⑥上東門院御陵墓考

出所及所有者…矢盛聰三郎

採集者…諸陵寮嘱託 山本臨乘

謄写年月…大正十三年十月二十九日

写字…山本臨乘

校合…山本臨乘

⑦仁賢天皇御陵申上覚

出所及所有者…並河総次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年五月十七日

写字…陵墓守長 西野伊之助

⑧允恭帝陵考別記・彦火火出見尊陵考・彦波瀲武鸕鷀草

葦不合尊陵考

出所及所有者…並河総次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年五月十七日

写字…陵墓守部 齊藤亮全

校合…陵墓守長 西野伊之助

⑨仁賢天皇陵考後案

出所及所有者…並河総次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年三月十七日

写字…陵墓守長 西野伊之助

校合…陵墓守長 川井菊太郎、諸陵寮嘱託 山本臨乘

⑩冷泉院山陵後三條院葬所

出所及所有者…京都市上京区吉田町鈴鹿義鯨

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年四月二十一日

写字…陵墓守長 西野伊之助

校合…諸陵寮嘱託 山本臨乘

備考…矢盛教愛ノ遺書

⑪聖德太子御廟窟磯長叡福寺之事實 附文德陵其他四陵記

出所及所有者…並河綏次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年九月二十四日

写字…陵墓守部 齊藤亮全

校合…陵墓守長 太田壮二郎

備考…聖德太子御廟窟磯長叡福寺之事実其他ノ記事

⑫帝陵求是

出所及所有者…並河綏次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年四月二十一日

写字…陵墓守長 西野伊之助

校合…諸陵寮囑託 山本臨乘

備考…神武、清寧、敏達、反正、推古ノ各帝陵ノ考査

ナリ

⑬居諸録抄録

出所及所有者…並河綏次郎

採集者…陵墓守長 太田壮二郎

謄写年月…大正十三年三月十七日

写字…諸陵寮囑託 山本臨乘

校合…陵墓守長 西野伊之助

〔印記〕①『弘文天皇御陵考』の第一葉表「諸陵寮圖書部」

〔装丁〕四針眼訂法、全一〇五葉（目録一葉、①弘文天皇

御陵考九葉、②村上帝陵略考五葉、③仲津山陵考六葉、

④白峰麓之塵十三葉、⑤真如堂前古墳考四葉、⑥上東門

院後陵墓考八葉、⑦仁賢天皇御陵申上覽十二葉、⑧允恭

帝陵考別記云々八葉、⑨仁賢天皇陵考後案五葉、⑩冷泉

院山稜云々四葉、⑪聖德太子御廟窟云々七葉、⑫帝陵求

是十五葉、⑬居諸録抄録七葉、白紙一葉）

〔藏書票〕「諸陵寮／部5 14／冊数1／号1183」、「圖書

寮／番号61755／冊数1／函号 陵1248」

【付記】

本稿は平成二十二年度 日本學術振興會・科学研究費補助金 基盤研究(C)「変革期における大坂漢学の研究——懷德堂を中心に——」(研究代表者・矢羽野隆男、研究課題番号・二二五二〇〇八五)による成果の一部である。

(1) 名は鳳来、朋来。字は享先、通称は復一。号は、鵲斎、寒泉、華翁、樺翁など。本稿では、引用を除き、寒泉に統一する。

(2) 拙稿「天理大学附属天理図書館所蔵 並河寒泉「陵墓調査関係資料」解題」(『中国研究集刊』出号(総五十一号)、平成二十二年十月)。寒泉の陵墓調査の概略、陵墓調査資料が並河家から天理図書館・宮内庁書陵部に所蔵されるに至った経緯については、これを参照。

(3) 湯浅邦弘編「懷徳堂データベース全コンテンツ」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四十二(二〇〇二年)、同『懷徳堂文庫の研究―共同研究報告書―』(二〇〇三年)、同『懷徳堂文庫の研究二〇〇五―共同研究報告書―』(二〇〇五年)の「解題凡例」を参照。